

第11節 ガス漏れ火災警報設備

1 受信機

(1) 常用電源

ア 交流電源

第10節自動火災報知設備 1. (1). アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第10節自動火災報知設備 1. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

第23節非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

第10節自動火災報知設備 1. (3). アからキまでを準用するほか、受信機は、音声警報装置の操作部または遠隔操作器と併設すること。

(4) 機器

第10節自動火災報知設備 1. (4)を準用すること。

(5) 警戒区域

第10節自動火災報知設備 1. (5)を準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域は、その面積を600㎡以下で、かつ、一辺の長さを50m以下とし、検知区域のある室（天井裏および床下の部分を含む。）の壁等（間仕切および天井から突き出したはりを含む。）の区画される部分で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏または床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、一辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合には、一の警戒区域として設定することができる。

ウ 警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合は、この限りでない。

(ア) 省令第23条第5項第3号に規定されるもの。

(イ) 検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500㎡以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。

2 検知器

検知器（分離型検知器にあっては、検知部という。）は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機および中継器から電源の供給を受ける検知器

第10節自動火災報知設備 1. (1). アを準用すること。

(イ) 受信機および中継器から電源の供給を受けない検知器

第10節自動火災報知設備 1. (1). ア（(イ)を除く。）を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が、150Vを超える検知器の金属箱は、接地工事を施すこと。

b 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器および最大負荷電源の1.5倍（3A未満の場合は3Aとする。）以上の電流で作

動する過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のものであること。）が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第10節自動火災報知設備 1. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

第23節非常電源の例によること。

なお、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 共通事項

省令第24条の2の3第1項第1号イ(イ)およびロ(イ)の水平距離の算定は、次に定める距離によること。

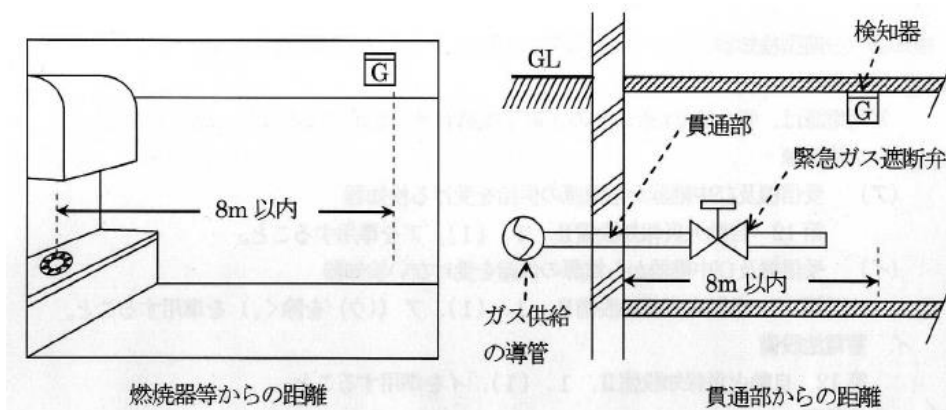
(ア) ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離

(イ) ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

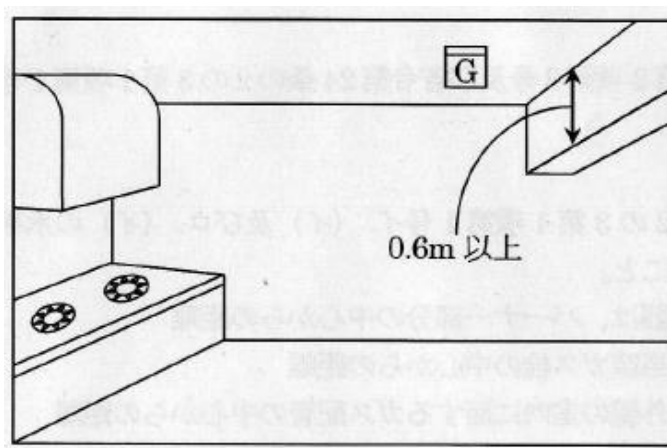
(ウ) 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管からの距離

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

(ア) 燃焼器または貫通部に係る検知器は、燃焼器または貫通部から水平距離8m以内の位置に設けること（第11-1図参照）。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側または貫通部側に設けること（第11-2図参照）。

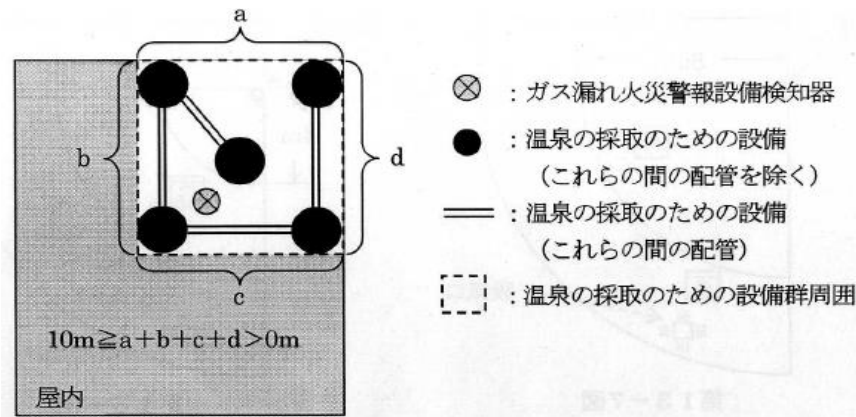


第11-1図



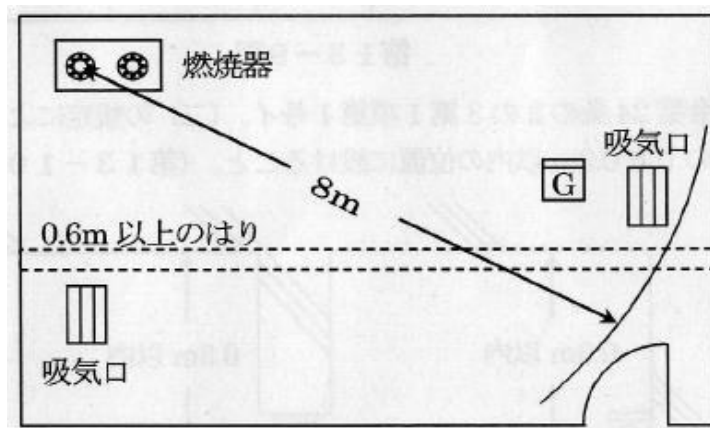
第11-2図

(イ) 温泉の採取のための設備に係る検知器については、温泉採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること（第11-3図参照）。



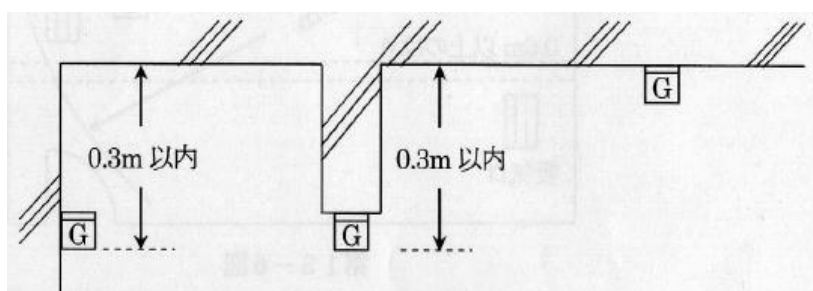
第11-3図

(ウ) 燃焼器もしくは温泉の採取のための設備（以下「燃焼器等」という。）が使用され、または貫通部が存する室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等または貫通部との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等または貫通部から最も近い吸気口付近に設けること（第11-4図参照）。



第11-4図

(エ) 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けること（第11-5図参照）。

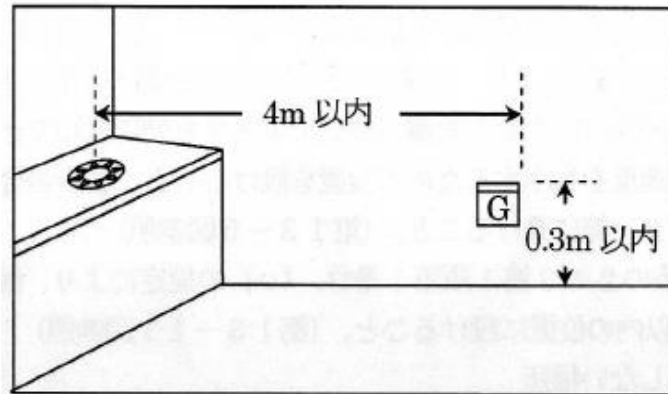


第11-5図

ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

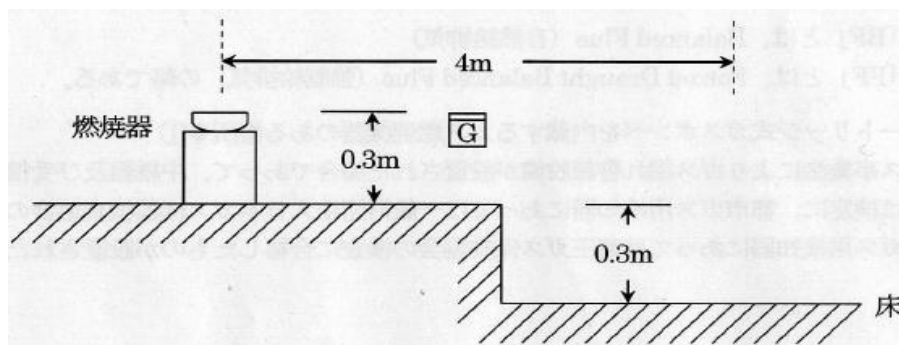
(ア) 燃焼器または貫通部から水平距離で4 m以内の位置に設けること（第11-6図参照）。

(イ) 検知器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設けること（第11-6図参照）。



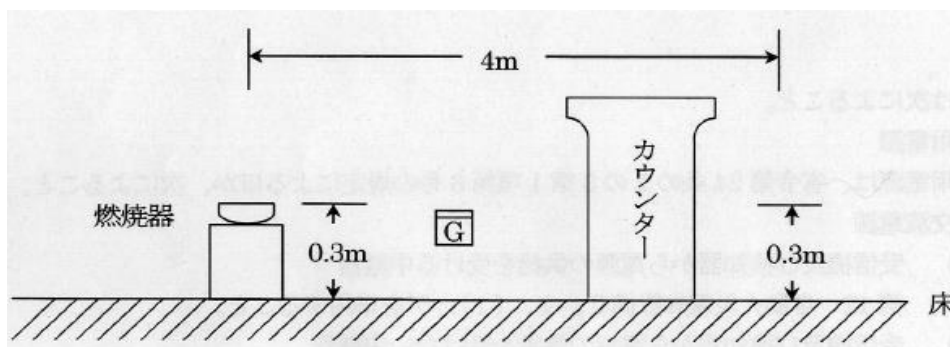
第11-6図

(ウ) 床面に段差がある場合は、燃焼器等または貫通部に設けられている側のなるべく低い位置に検知器を設けること（第11-7図参照）。



第11-7図

(エ) 燃焼器等または貫通部から水平距離4 m以内に床面からの高さが0.3mを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等または貫通部の側のなるべく低い位置に検知器を設けること（第11-8図参照）。



第11-8図

(4) 検知器を設置しないことができる場所

次のいずれかに該当する場合は、検知器を設置しないことができる。

ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所

イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式およびFF式）を有す

るガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所

※ 「BF」とは、Balanced Flue（自然吸排気）、 「FF」とは、Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略である。

ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(5) 機器

省令第24条の2の3第2項に規定する検知器は、「ガス漏れ検知器ならびに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器および受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）」に適合するものまたは液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は、財団法人日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

3 中継器は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

第10節自動火災報知設備1.(1).アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第10節自動火災報知設備1.(1).イを準用すること。

(2) 非常電源

第23節非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害を生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第10節自動火災報知設備4.(3)を準用すること。

(4) 機器

検定品であること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

音声警報装置は、次によること。

なお、省令第25条の2の規定に基づき放送設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分について、音声警報装置を設けないことができる。

ア 音声警報装置は、放送設備、インターホンその他音声警報装置により防火対象物の利用者等に有効に報知できるものであること。

イ 音圧および音色は、他の警報音または騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB以上の音圧が確保できること。

なお、事前に関係者からの資料等により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音よりおおむね6dB以上大きい音圧を確保すること。

エ スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距

離が25m以下となるように設けること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次によること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合または天井裏もしくは床下を警戒する場合は、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏または床下の部分にあっては、点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。ただし、警戒区域が一の室からなる場合はガス漏れ表示灯を設けないことができる。

イ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

ウ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

エ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次によること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が2以上の検知区域から構成される場合または天井裏もしくは床下部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。

エ 警報音は、他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

5 配線および工事方法

第10節自動火災報知設備9.(1)および(2)を準用すること。

6 総合操作盤

総合操作盤は、省令第24条の2の3第1項第10号の規定により設けること。